

<p>(関連分野) 防犯・防火</p>
<p>(事業の名称) 留置業務の支援をする事業</p>
<p>(関係省庁名) 警察庁</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留置業務支援員は、留置施設外で被留置者と接しない業務、具体的には糧食の搬送や湯茶の準備、被留置者の衣類等の洗濯や乾燥、留置事務室等の清掃等のサービスを提供する。 ・留置管理業務に関する事前の研修を雇用下で行う。 <p>(実施主体) 都道府県警察が直接留置業務支援員を採用し、又は事業を民間企業等に委託して実施する。</p> <p>(委託費水準) 都道府県警察の自由設計。</p>
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 留置管理室の適正な管理運営の強化：留置業務のうち、必ずしも警察官の身分をもって行う必要のない業務を留置業務支援員に担ってもらうことにより、看守勤務員にしか行うことのできない被留置者の処遇の適正性や自殺・逃走事故防止の徹底等を確保する。 ② 地域との連携：事業を委託して実施する場合は、当該委託契約により、地域の民間企業等との連携を確保する。
<p>(先行事例) 都道府県警察が直接留置業務支援員を採用し実施する事業については、平成20年4月1日現在、27都府県警察で実施している。</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 警察庁長官官房総務課 課長補佐 唐島 / 係長 西村 電話番号：03-3581-0141 / ファックス：03-3581-2019</p>